

事業系廃棄物の処理について

○事業系一般廃棄物の処理を委託する場合

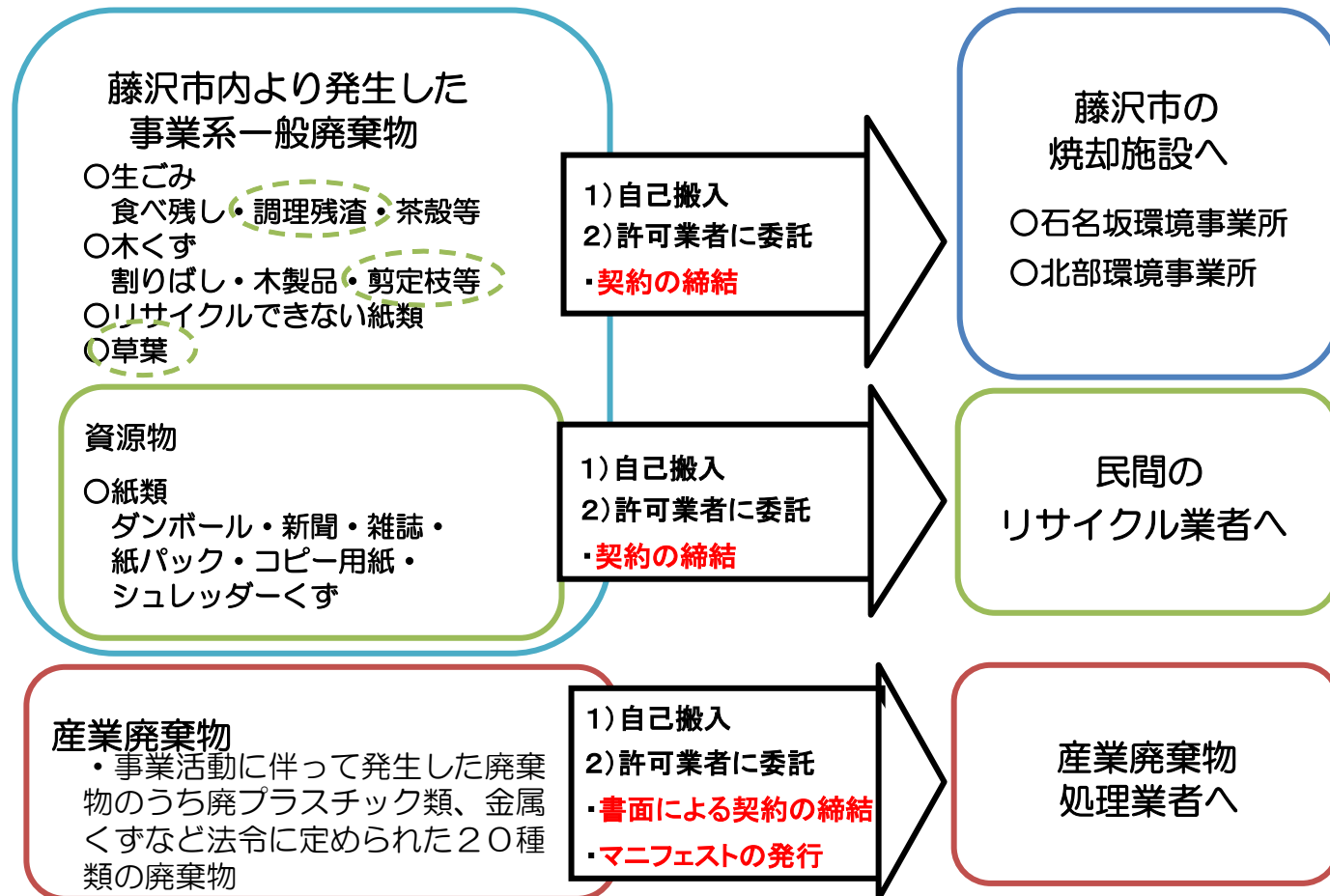
藤沢市内から発生する事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は藤沢市一般廃棄物収集運搬業の許可を持った業者に委託しなければなりません。

藤沢市一般廃棄物収集運搬業許可業者については藤沢市ホームページに一覧があるので確認してください。

○産業廃棄物の処理を委託する場合

産業廃棄物の処理を委託する場合には知事等の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託しなければなりません。一般廃棄物収集運搬許可業者の中には産業廃棄物の収集運搬をできる業者がありますので、産業廃棄物を扱えるかどうか業者に確認をしてください。また、藤沢市ホームページの許可業者一覧でも確認ができます。

なお、産業廃棄物の処理については産業廃棄物処理業者又は
神奈川県産業資源循環協会（045-681-2989）へお問い合わせください。



※調理残渣、剪定枝、草葉等については資源化可能な事業者があります。できる限りリサイクルしてください。
 ※藤沢市の焼却施設に搬入する際に産業廃棄物や資源物を混入させない様、分別をしてください。
 ※生ごみ、木くず、紙類については業種により産業廃棄物に該当する場合があります。

<問い合わせ先> 藤沢市 環境部 環境総務課 廃棄物・美化担当
 電話：0466-50-3529 FAX：0466-50-8417



事業所から出る廃棄物の分別について

事業系廃棄物（ごみ）の適正処理と減量をお願いします！



○排出事業者の責務について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業者には次の責務について定められています。

- ・廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- ・廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること。
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。

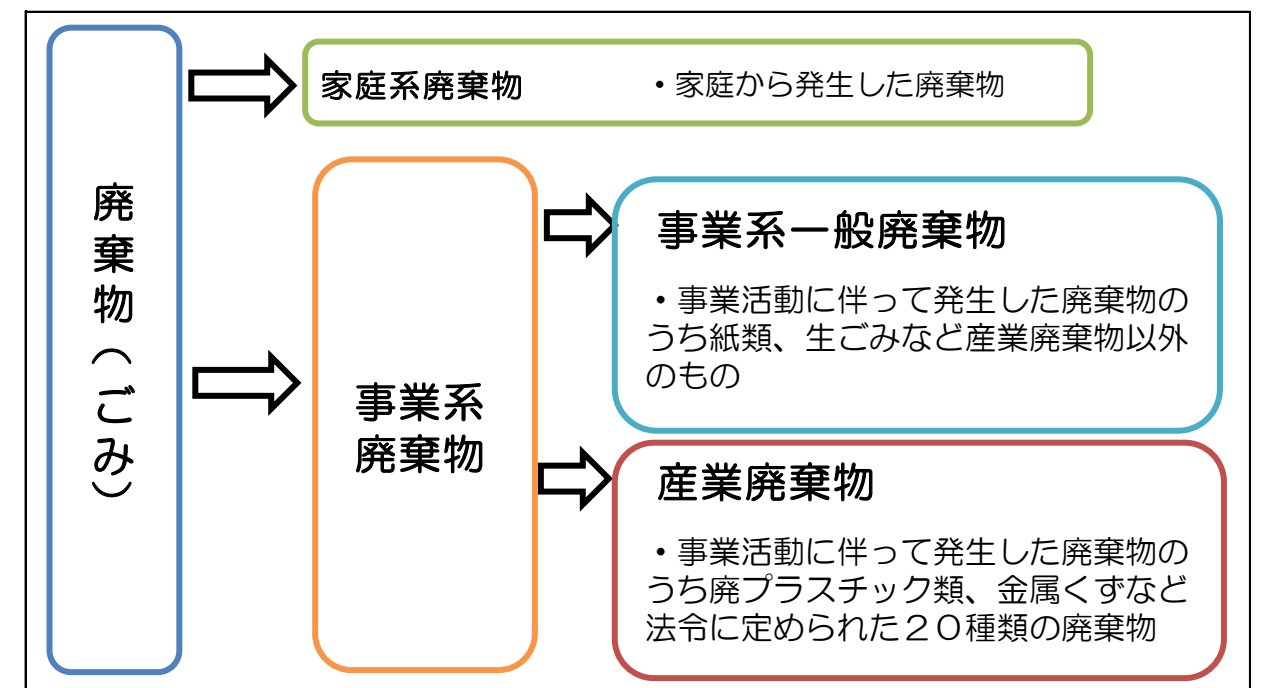
また、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。」と定められています。

○事業系一般廃棄物の現状

令和3年度における焼却施設への一般廃棄物搬入量は約8万6千トンです。そのうち約2万9千トンが事業系一般廃棄物となっています。事業系一般廃棄物搬入量は近年減少傾向にありますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、搬入量が少なかった平成21年度と比較すると、令和3年度は約147トン減少しています。

○市の施設で処理ができる事業系廃棄物は一般廃棄物のみです！

市の施設は一般廃棄物処理施設として設置されていることから、産業廃棄物に該当するものは搬入できません。



事業系廃棄物の分け方とリサイクル

一般廃棄物

紙類

- ◎段ボール ◎新聞 ◎雑誌 ◎紙パック
- ◎コピー用紙 ◎シュレッターくず

○古紙のリサイクル業者か一般廃棄物許可業者に委託し、リサイクルしてください。
○紙類は種類ごとに分別する必要があります。
○資源化可能な紙類は、市の施設へ搬入することはできません。
○シュレッターくずや機密文書をリサイクル可能な事業者があります。

可燃ごみ

- ◎使用済のティッシュペーパー ◎リサイクルできない紙 ◎草、落ち葉

○可能な限りリサイクルするよう分別を徹底してください。
○どうしてもリサイクルできないものは一般廃棄物許可業者に委託し、適正に処理してください。

一般廃棄物／産業廃棄物

生ごみ

- ◎食品の食べ残し ◎売れ残り ◎調理残渣 ◎茶がら

○食品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は産業廃棄物となります。
○食品関連事業者は食品リサイクル法により発生抑制・減量化等に取り組む必要があります。
○食品残渣をリサイクル可能な事業者があります。
○リサイクルできないものは他の一般廃棄物（可燃ごみ）と分ける必要がありません。

木くず

- ◎木製品 ◎木製パレット ◎剪定枝など

○建設業（建物の建築、増築、改築（リフォーム）、解体時に出るもの）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットに係るものは産業廃棄物です。
○剪定枝をリサイクル可能な事業者があります。

古布

- ◎制服 ◎作業着 ◎古布等

○材質により、一般廃棄物又は産業廃棄物となります。
○建設業（建物の建築、増築、改築（リフォーム）、解体時に出るもの）、繊維工業から出るものは産業廃棄物です。

その他

- ◎事務所の机 ◎椅子、ロッカー ◎家電製品等

○材質により、一般廃棄物又は産業廃棄物となります。
○金属製品・プラスチック・ガラス等については産業廃棄物。木製品は一般廃棄物となります。

産業廃棄物

廃プラスチック類

- ◎ペットボトル ◎ビニール類 ◎発泡スチロール ◎フィルム類
- ◎その他プラスチック類全般

○従業員から出た飲料用ペットボトルや弁当・カップめんの容器等も含まれます。
○汚れが付着していても、一般廃棄物ではありません。
○できる限りリサイクルしてください。

金属くず

- ◎缶 ◎刃物類 ◎金具類

○従業員から出た飲料用缶等も含まれます。
○できる限りリサイクルしてください。

・蛍光灯や電球

○金属くずとガラス・陶器くずの混合物となります。

陶器くず
ガラスくず

- ◎ビン ◎ガラス類 ◎茶碗等の陶器類

○従業員から出た飲料用ビン等も含まれます。
○できる限りリサイクルしてください。

廃油

- ◎食用油 ◎潤滑油

○できる限りリサイクルしてください。

食品残渣・剪定枝・草葉等のリサイクルについて

食品残渣や事業所等の維持管理に伴って排出される剪定枝や草葉等については次の事業者でリサイクル可能ですので、できる限りリサイクルしてください。

	事業者名	所在地	電話番号
食品残渣	湘南有機リサイクル(株)	藤沢市葛原1731番地1	0466-49-4020
剪定枝等	(株)都実業 グリーンリサイクル	茅ヶ崎市赤羽根3895番地	0467-55-2490
	(株)アグリパートナーズ	藤沢市円行1-13-12	0466-41-9333

※リサイクルできる食品残渣、剪定枝等の種類、料金については各事業者に確認をお願いします。